年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成28年12月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600296 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600197 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月31日の標準賞与額を3万7,000円、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の標準賞与額を30万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 7 月 31 日、平成 16 年 2 月 2 日及び平成 16 年 8 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月

② 平成16年2月

③ 平成16年8月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、 当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳及び賞与一覧表(以下「賃金台帳等」という。)並びに請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、同社から請求期間①は25万円、請求期間②及び請求期間③は30万5,000円の賞与の支払を受け、請求期間①は3万7,000円、請求期間②及び請求期間③は39万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は2,500円、請求期間②及び請求期間②及び請求期間③は2万6,459円)を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂 正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年 金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳等により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は3万7,000円、請求期間②及び請求期間③は30万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の賃金台帳等により、 請求期間①は平成15年7月31日、請求期間②は平成16年2月2日、請求期間 ③は平成16年8月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600333 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600198 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月31日の標準賞与額を4万5,000円、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の標準賞与額を33万円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 7 月 31 日、平成 16 年 2 月 2 日及び平成 16 年 8 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月

② 平成 16 年 2 月

③ 平成16年8月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、 当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳及び賞与一覧表(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者は、同社から請求期間①は30万円、請求期間②及び請求期間③は33万円の賞与の支払を受け、請求期間①は4万5,000円、請求期間②及び請求期間③は42万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は3,000円、請求期間②及び請求期間③は2万8,627円)を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳等により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万5,000円、請求期間②及び請求期間③は33万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の賃金台帳等により、 請求期間①は平成15年7月31日、請求期間②は平成16年2月2日、請求期間 ③は平成16年8月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600344 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600202 号

第1 結論

請求者のA社における平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額を 33 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月

② 平成 18 年 12 月

請求期間①及び②において、A社より賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、金融機関から提出された取引明細表、複数の同僚から提出された給与支給明細書 (2006 年 12 月分賞与)及び平成 24 年 9 月にA社から年金事務所に提出された複数の同僚の支給控除項目一覧表 (2006 年第 2 回 12 月分賞与)から判断すると、請求者は、同社から当該期間に 34 万円の賞与が支払われ、標準賞与額 33 万円に見合う厚生年金保険料 (1 万 8,000 円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂 正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年 金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。 したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上述の取引明細表、給与支給明細書及び支給控除項目一覧表により推認できる厚生年金保険料控除額から、33万円とすることが必要である。

また、請求期間②に係る賞与の支払日については、上述の取引明細表に記載されている振込日から、平成18年12月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、請求者は、当該期間の賞与に係る明細書、平成 17 年分の給与所得の源泉徴収票及びA社より賞与が振り込まれていた金融機関の口座の通帳等の資料を所持していないとしている上、同社は、適用事業所ではなくなっており、事業主は、当該期間の賞与に係る資料を保管していない旨回答等している。

また、請求期間①に係る課税資料について、請求者が居住するB市は、保存期限経過のため確認できない旨回答している。

さらに、請求期間①に係る賞与の振込について、金融機関は、保存期限経過の ため確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600369 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600203 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月

② 平成18年12月15日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳、複数の同僚から 提出された給与支給明細書(2005 年 12 月分賞与及び 2006 年 12 月分賞与)及び 平成 24 年 9 月にA社から年金事務所に提出された請求者及び複数の同僚に係る 支給控除項目一覧表(2005 年第 2 回 12 月分賞与及び 2006 年第 2 回 12 月分賞与) によれば、請求者は、同社から請求期間①は 17 万円、請求期間②は 17 万 5,000 円の賞与が支払われ、請求期間①は標準賞与額 17 万円に見合う厚生年金保険料 (9,085 円)、請求期間②は標準賞与額 17 万円に見合う厚生年金保険料 (9,264 円)を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂 正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年 金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上述の支給控除項目一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から 17 万円、請求期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険料控除額から 17 万円とすることが必要である。

また、請求期間①の賞与の支払日については、同僚の預金通帳及び普通預金異動明細表により確認できる振込日から平成17年12月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600325 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1600041 号

第1 結論

昭和46年4月から同年6月までの請求期間及び昭和47年4月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和46年4月から同年6月まで

② 昭和47年4月から昭和49年3月まで

私は、昭和43年*月頃に両親の勧めにより国民年金に加入した。専門学校を卒業後、しばらくはアルバイトで生計を立てていたため、お金に余裕がなく、保険料を納付することができなかった時期があった。

請求期間①の保険料については、昭和 45 年 11 月に会社に就職し、その後、お金に余裕ができ、納付しなければならないものであると思い込んでいたため、昭和 46 年 10 月にA市役所で納付した。しかし、その会社から支払われる給料は少なく、再び、保険料を納付することができずにいた。

請求期間②の保険料については、昭和 46 年 12 月に他の会社に正社員として 就職することができたこともあり、これも納付しなければならないものである と思い込んでいたため、勤務先に近い郵便局で遡って納付した。

請求期間の保険料を納付したことを示す資料として、請求期間①は国民年金 手帳を、請求期間②は「納付書・領収証書」、「領収控」、「領収済通知書」を提 出するので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の年金記録については、オンライン記録によると、当初、昭和43年*月から昭和46年11月までは継続した国民年金の被保険者期間であったが、このうち、昭和45年11月から昭和46年10月までは厚生年金保険の被保険者期間であるため、平成20年3月に訂正が行われ、昭和43年*月から昭和45年10月までの期間及び昭和46年11月の1か月を国民年金の被保険者期間とする事務処理が行われている。その後の昭和46年12月から平成24年7月までは厚生年金保険

の被保険者期間であり、請求期間①及び②については、現在、厚生年金保険の被保険者として記録管理されているが、請求者は、請求期間①及び②の保険料を納付していたので、年金額に反映する記録にしてほしいとして、年金記録の訂正を求めている。

請求者に係る国民年金の加入手続及び被保険者資格の取得状況について、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳及び請求者が所持する国民年金手帳から、請求者の国民年金の加入手続は昭和 43 年*月頃に行われたものと推認され、その際に、20 歳に到達した昭和 43 年*月に被保険者資格を取得する事務処理が行われていたものとみられる。その後、前述のとおり、同資格は、当初、昭和 46 年 11 月までが被保険者期間とされていたが、同資格を喪失する事務処理については、請求者に係る国民年金被保険者台帳の記載内容から、昭和 51 年 11 月頃に遡って行われたものとみられるため、請求者は、この喪失の事務処理が行われるまで、継続して国民年金の被保険者として取り扱われていたものと推測される。請求者は、転居先の住所地で、国民年金の住所変更手続を行っていた記載も確認できることから、請求期間①及び②の保険料相当額をそれぞれの住所地で納付することが可能である被保険者として取り扱われていたものとみられる。

また、請求期間①について、請求者は、A市役所において保険料を納付したことを示す資料として、国民年金手帳を提出しているところ、当該手帳の昭和 46 年度の国民年金印紙検認台紙及び国民年金印紙検認記録を見ると、昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの欄に当該期間の保険料相当額と一致する国民年金印紙が貼付され、昭和 46 年 10 月 1 日付けの検認印が押されていることが確認できる。このことにつき、A市は、当該検認印は、同市で使用していたもので間違いないと推測され、請求期間①の保険料相当額が納付されていたものと考えられる旨の回答をしている。

さらに、日本年金機構によると、請求期間①の保険料相当額に係る還付整理簿等は保管期限経過により確認することができない旨回答しているものの、上述の国民年金手帳については、本来、行政機関において切り取り、保管すべき昭和 46年度の国民年金印紙検認台紙が切り取られていない状態であるため、当時、行政側が請求期間①の保険料相当額の納付記録を把握できていなかった可能性がうかがわれるほか、国民年金被保険者台帳においても、当時、当該保険料相当額が過誤納付により還付又は充当処理された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金 保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、請求期間①については、厚生年金保険の被保険者期間とされており、制度上、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、請求期間①の年金記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正することはできない。

次に、請求期間②について、請求者は、B市内の郵便局において遡って保険料を納付したことを示す資料として、当該期間を納付対象期間とする旨の記載があり、かつ当該期間の保険料相当額と一致する金額が記載されている3枚複写式の

一連の納付書等(納付書・領収証書、領収控、領収済通知書の3枚セット)を提出している。仮に請求期間②の保険料相当額を過年度保険料として金融機関等で納付した場合、領収印が押され、請求者に対しては、3枚複写のうちの1枚である「納付書・領収証書」のみが本人保管用として交付されることとなるものの、i)請求者が所持する一連の納付書等には、いずれも領収印が押されていないこと、ii)本来、被保険者の手元には残らず、金融機関の控えとなる「領収控」、金融機関から歳入徴収官(社会保険事務所長(当時))への報告書となる「領収済通知書」のいずれも請求者が所持していることを考え合わせると、請求者がこれら一連の納付書等を使用し、当該期間の保険料相当額を納付していたとする事情を見いだすことができない。

また、請求期間②について、請求者が所持する国民年金手帳(昭和 46 年 9 月 30 日発行)において、当該期間の保険料相当額を現年度保険料として納付したことを示す国民年金印紙の貼付や検認印が押されている形跡は確認できないほか、国民年金被保険者台帳においても、オンライン記録と同様、当該期間の保険料相当額が過年度保険料として納付されていた形跡は見当たらないことから、請求者が上述の一連の納付書等を使用して納付する納付方法以外の納付方法を用いて、請求期間②の保険料相当額を納付していたと推認できる事情はうかがえない。

さらに、請求者が請求期間②の保険料相当額を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、当該期間の保険料相当額を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する と、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはで きない。 厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600331 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1600042 号

第1 結論

昭和38年4月から昭和50年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄): 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所:

2 被保険者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年4月から昭和50年6月まで

私の両親は、自営業をしており夫婦一緒に働いていた。しかし、父親の保険料は全て納付済みとされているにもかかわらず、被保険者であった母親(訂正請求記録の対象者)は、請求期間の保険料が未納とされている。母親の性格上、保険料はきちんと納付していると思うし、当時、母親が家計を管理しており、父親の保険料だけ納付することは考え難い。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿によると、訂正請求記録の対象者(母親)に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。1回目は、昭和38年2月頃にA市において婚姻(昭和39年7月)前の姓で払い出されており、訂正請求記録の対象者の加入手続は、この頃に初めて行われ、この手続の際、訂正請求記録の対象者が20歳に到達した昭和37年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。2回目は、昭和51年10月頃に同市において婚姻後の姓で払い出されており、この頃に2回目の加入手続が行われ、1回目と同様に訂正請求記録の対象者が20歳に到達した昭和37年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。これら2つの手帳記号番号については、1回目に払い出された手帳記号番号が昭和52年8月に取り消され、当該手帳記号番号に基

づく年金記録は、2回目に払い出された手帳記号番号に統合されている。

請求者(訂正請求記録の対象者の長男)は、訂正請求記録の対象者及び父親の保険料を訂正請求記録の対象者が納付していたと思うとしているところ、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者については、国民年金加入期間において請求期間を除き保険料の未納はなく、父親についても、国民年金制度発足(昭和36年4月)当初から60歳に到達するまで全て保険料が納付されており、訂正請求記録の対象者及び父親は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、1回目の手帳記号番号に関して、訂正請求記録の対象者は、国民年金に係る諸手続を適切に行えば、当該番号に基づく被保険者資格により、請求期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、2回目の手帳記号番号に関して、訂正請求記録の対象者は、当該番号に基づく被保険者資格により、2回目の加入手続時期(昭和51年10月頃)において、請求期間のうち、2年の時効が成立していなかった昭和49年7月から昭和50年6月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、1回目の手帳記号番号に関して、当該手帳記号番号に基づき作成されたA市の国民年金被保険者名簿には、訂正請求記録の対象者は、昭和 38 年7月頃にB市へ転出したこととされているため、請求期間のうち、昭和 38 年度の保険料については、転出までの時期においてA市で現年度保険料として納付することが可能であったものの、同名簿の納付記録欄においては、オンライン記録と同様、当該期間の保険料が1回目の手帳記号番号を用いて納付されていた形跡は見当たらない。

また、上述のとおり、訂正請求記録の対象者は、A市の国民年金被保険者名簿においては昭和 38 年7月頃にB市へ転出したこととされているものの、紙台帳検索システムによると、この頃に訂正請求記録の対象者が同市で1回目の手帳記号番号を用いて国民年金の諸手続を行い、国民年金に加入した形跡が見当たらず、A市以外で国民年金に加入していた事情がうかがえない。

さらに、住民票(除票)によると、訂正請求記録の対象者は、昭和39年6月に 再びA市に住所を定めていることが確認できるものの、上述の同市の国民年金被 保険者名簿の氏名及び住所は、婚姻前の旧姓及び旧住所(転出前)のまま保管さ れており、その後に変更された形跡はないため、訂正請求記録の対象者は、昭和 39年6月の転入後、同市で国民年金に係る諸手続を何ら行っていなかったものと 推認される。このことから、同市への転入後の時期から1回目の手帳記号番号が 取消された時期(昭和52年8月)までの間において、訂正請求記録の対象者が 請求期間の保険料を1回目の手帳記号番号を用いて納付していたとする事情を 見いだすことができない。

次に、2回目の手帳記号番号に関して、請求期間のうち、昭和38年4月から昭和49年6月までの保険料については、2回目の加入手続時期(昭和51年10月)を基準とすると、既に2年の時効が成立しており、訂正請求記録の対象者は、当該期間の保険料を2回目の手帳記号番号を用いて遡って納付することができなかったものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和49年7月から昭和50年6月までの保険料については、上述のとおり、2回目の加入手続後に過年度保険料として納付することが可能であったものの、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)の昭和49年度及び昭和50年度の欄においては、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が2回目の手帳記号番号を用いて過年度保険料として納付されていた形跡が確認できない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、i)訂正請求記録の対象者の2つの手帳記号番号は、昭和52年8月に統合されており、この頃に記録整備が行われていたこと、ii)請求期間直後の保険料については、昭和52年9月に過年度保険料として納付されていることが確認できる。これら一連の記録整備状況及び請求期間直後の保険料納付状況を踏まえると、訂正請求記録の対象者は、当該記録整備を契機として過年度保険料の納付に至っていた状況がうかがわれ、請求期間のうち、昭和49年7月から昭和50年6月までの保険料については、時効により納付することができず、当該記録整備時点で時効が成立していなかった請求期間直後の保険料から記録整備後の統合された手帳記号番号を用いて過年度保険料の納付を開始した状況が推し量られる。

前記のほか、1回目及び2回目の手帳記号番号に関して、請求期間の保険料を納付したとする訂正請求記録の対象者及び父親は既に死亡しており、請求者及びその妹(訂正請求記録の対象者の長女)は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付方法及び納付場所等については不明である旨陳述しているため、訂正請求記録の対象者が請求期間の保険料を納付していたと推認できる事情をうかがい知ることができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者と一緒に働いていた父親の保険料は納付済みとされているのに、訂正請求記録の対象者の請求期間の保険料が未納とされていることに疑念を抱いているところ、父親については、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿によると、国民年金手帳記号番号が昭和 36年3月頃にA市において払い出されており、その後、父親は、同市からの転出はなく、国民年金に係る諸手続は特段不要であり、継続して国民年金に加入し保険料が納付されている。これに対し、訂正請求記録の対象者については、上述のとおり、i)1回目の手帳記号番号に基づく被保険者資格では、昭和 39年6月の同市への転入後において国民年金に係る諸手続を行っていなかったものと推認されること、ii)2回目の手帳記号番号に基づく被保険者資格では、遡って国民年金に加入していることから、父親とは状況が異なり、父親の保険料が納付されていることをもって、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料が納付されていることをもって、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料が納付されていたものと推認することはできない。

さらに、A市で訂正請求記録の対象者に対して払い出された2つの国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、1回目及び2回目の手帳記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、訂正請求記録の対象者が請求期間の保険料を納付していたことを示す 関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付して いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600342 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1600043 号

第1 結論

昭和45年10月から昭和60年2月までの請求期間については、付加保険料(昭和48年12月までは所得比例保険料。以下同じ。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和5年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年10月から昭和60年2月まで

私は、付加保険料を納付する申出について、夫に手続をしてもらい、付加保 険料を納付することができる制度が開始された昭和 45 年 10 月から納付してい た。現在の年金記録では、昭和 60 年 3 月から付加保険料を納付したと記録され ているが、その時期に納付する申出をする理由がないので、調査した上、記録 を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が記憶する請求期間当初の付加保険料(当該制度開始当初の昭和 45 年 10 月から昭和 48 年 12 月までは、所得比例保険料)の金額は、当時の金額と一致している上、オンライン記録によると、請求者は、国民年金制度発足当初から任意加入被保険者として国民年金に加入し、昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月までの定額保険料に未納はないことから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る付加保険料を納付する申出に直接関与しておらず、当該申出に係る手続をしてくれたとする夫は既に亡くなっており、請求期間に係る付加保険料を納付する申出についての詳細は不明である。

また、請求者は、付加保険料を納付する制度の開始当初(昭和 45 年 10 月)から納付する申出をしており、昭和 60 年 3 月から納付する申出をする理由がない旨陳述しているものの、請求者に係る国民年金被保険者台帳を見ても、制度開始当初(請求期間当初)から付加保険料を納付する申出が行われていたとする形跡は見当たらない。

さらに、A市の国民年金保険料検認状況一覧票においては、昭和60年3月から 定額保険料及び付加保険料が納付されていることが確認できるところ、付加保険 料については、制度上、申出をした日の属する月から納付することが可能である ため、同市での申出時期は昭和60年3月頃であったものと推認でき、これはオ ンライン記録での申出時期(昭和60年3月15日)ともおおむね一致している。 加えて、請求期間は、173か月と長期間であること、及びA市の国民年金口座 振替対象者一覧表によると、請求者は、請求期間中の昭和54年7月以降の保険 料については、口座振替による保険料の納付を開始していることを鑑みると、複 数年にわたり行政機関、金融機関等を含めた複数の機関における事務処理に誤り が続いたとは推認し難い。

その上、付加保険料を納付する制度は、請求期間の始期である昭和 45 年 10 月 に所得比例保険料を納付する制度として開始されていたが、この開始当初の所得 比例保険料を納付することができた被保険者は、被保険者自身に所得があり、付 加保険料を納める能力がある者に限るとされ、一定の要件が付されていたことを 踏まえると、請求期間に専業主婦であり、収入がなかった旨陳述している請求者 は、納付を開始したと主張する昭和 45 年 10 月において、この制度の対象外の被 保険者として取り扱われていた可能性も否定できない。

このほか、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間の付加保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600346 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 1600044 号

第1 結論

昭和55年8月から昭和59年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年8月から昭和59年10月まで

私は、昭和 55 年8月に勤務していた会社を退職し、厚生年金保険の被保険 者資格を喪失した。その時点で厚生年金の受給資格期間は満たしていたが、将 来のことを考え、私が社長であるA社を設立した頃に国民年金に加入したと思 う。

請求期間の保険料は、妻の保険料と一緒にB銀行C支店に開設した私の口座からの引き落としで納付したと思う。

しかし、私の年金記録では請求期間は未加入期間となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は自身が社長を務めたA社を設立した頃に国民年金加入手続をしたと思うとしているところ、登記簿によるとA社は昭和 55 年8月に成立しており、この頃に国民年金加入手続をすれば、請求者は請求期間の保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿(報告書)によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和59年11月27日にD市で払い出され、請求者は当該国民年金手帳記号番号に基づき任意加入被保険者として国民年金に加入している。請求者は、当時、既に老齢厚生年金の受給資格期間(当時は、厚生年金保険被保険者期間が20年以上必要)を満たしており、国民年金の任意加入被保険者に該当していたことから、この事務処理に不自然な点はない。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当

たらないことから、請求者の国民年金加入手続は昭和59年11月に初めて行われ、 その際、任意加入被保険者として昭和59年11月27日を資格取得日とする事務 処理が行われたものとみられるところ、任意加入被保険者は遡って被保険者資格 を取得することができないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加 入であったものと推認される。

また、請求者は請求期間の保険料を当初から口座振替により納付したとしているところ、D市は平成*年*月*日の合併以前の旧D市における口座振替による保険料の収納開始は昭和*年*月からとしており、請求者の記憶と相違し、請求者が請求期間の保険料を納付した事情を見いだすことができない上、D市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても請求者が請求期間に国民年金に加入した形跡は見当たらない。

さらに、請求者は請求期間の保険料を一緒に納付していた者として請求者の妻を挙げているところ、オンライン記録によると、妻は請求期間のうち昭和 55 年 8 月から昭和 57 年 7 月までは厚生年金保険被保険者であった上、同年 8 月は国民年金に未加入であり、妻が請求期間全ての保険料を請求者と一緒に納付したとは考え難いほか、妻は請求期間のうち昭和 57 年 9 月から昭和 59 年 10 月の保険料は納付済みとなっているものの、国民年金受付処理簿によると、妻は昭和 57 年 9 月に任意加入被保険者として国民年金に加入しており、請求期間において国民年金に未加入であった請求者とは事情が異なることから、妻の保険料納付状況をもって請求者が請求期間の保険料を納付したと推認することはできない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等) はなく、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当 たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600313 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600199 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和53年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年7月1日から同年10月1日まで

当時、A社とB社の両社から給与が支払われており、平成 14 年4月に昇給したため報酬月額の変更届を提出したはずである。また、それに伴い、平成 14 年8月の給与から控除された社会保険料が増額している。しかし、厚生年金保険の記録が変更されていないので、請求期間について、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社及び同社の関連会社であるB社の給与を合算して 65 万円であったとして記録の訂正を求めているところ、請求者から提出された両社の平成 14 年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、A社から 35 万円、B社から 30 万円の給与の支払を受け、A社の給与から 62 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第 24 条第 2 項及び同法施行規則第 2 条によれば、複数の事業所から報酬を受ける者が、これらの報酬を合算して標準報酬月額に反映するには、それぞれの事業所において厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届(以下「二以上事業所勤務届」という。)を社会保険事務所(現在は、年金事務所)に届け出ることが必要とされているが、請求者及びA社は、二以上事業所勤務届を提出していない旨回答又は陳述している。

また、A社の回答並びに同社及びB社の当時の事業主の陳述から、請求者は、 請求期間当時において両社の業務に携わっていた状況はうかがえるものの、B社 における請求者に係る雇用保険の加入記録及び厚生年金保険被保険者の資格を 取得した記録はなく、請求者のB社における勤務実態及び社会保険の取扱について確認できる資料はない。

さらに、A社とB社の経理担当者は、両社は別会社であり帳簿類も別個に管理していたが、請求者に係る両社の給与を合算した報酬月額に相当する標準報酬月額に基づいて、A社の給与から厚生年金保険料をまとめて控除していた旨陳述しているところ、上述の源泉徴収簿によると、B社の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は50万円と記録されている一方で、C厚生年金基金の加入員記録照会結果帳票によると、請求者の標準報酬給与は、平成14年7月1日付けで62万円に改定されているところ、当該厚生年金基金の担当者は、社会保険事務所への届出については厚生年金基金で受付をしておらず、事業所から別々に届け出ることとなる旨陳述しており、社会保険事務所と厚生年金基金の手続に一体性は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者は、厚生年金保険法第 24 条第2項における複数の事業所から報酬を受ける厚生年金保険被保険者と認めることはできず、A社及びB社の給与を合算した報酬月額に相当する標準報酬月額を請求者の当該期間に係る標準報酬月額として認めることはできない。

一方、A社における上述の源泉徴収簿により、同社から支払われた報酬月額(35万円)に相当する標準報酬月額(36万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(50万円)を超えていないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の対象に当たらないため、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600180 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600200 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年4月1日から同年9月1日まで

- ② 平成19年10月1日から同年12月1日まで
- ③ 平成19年12月1日から平成20年3月11日まで

A社に勤務した期間のうち、①、②及び③について、年金記録を確認したところ、給与支給明細書等で確認できる給与額及び賃金体系に見合わない標準報酬月額が記録されていることが分かった。

請求期間①及び②については、後日、標準報酬月額の訂正が行なわれたものの、時効により保険料を納付することができず、年金給付額に反映しない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。また、請求期間③については、年金記録において標準報酬月額が11万円と記録されているが、給与額及び賃金体系に見合う標準報酬月額は17万円である。

請求期間①、②及び③について、調査して年金給付額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の保険給付の対象となる標準報酬月額(以下「オンライン記録の標準報酬月額」という。)は、請求期間①は10万4,000円、請求期間②は14万2,000円、請求期間③は11万円と記録されていたところ、請求期間①及び②については、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年6月2日に厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(訂正)が事業主から年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の対象とならない標準報酬月額(請求期間①は15万円、請求期間②は17万円)として記録されている。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準報酬月額について、請求者から提出された給与支給明細書、A社から提出された賃金台帳兼所得源泉徴収簿並びに同社及び年金事務所の回答(以下「明細書等」という。)により認められる標準報酬月額の改定又は決定の基礎(請求期間①は平成 19 年1 月から同年 3 月まで、請求期間②は平成 19 年4 月から同年 6 月まで、請求期間③は平成 19 年 9 月から同年 11 月まで。)となる報酬月額に見合う標準報酬月額(請求期間①は 15 万円、請求期間②は 17 万円、請求期間③は 11 万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(請求期間①は 10 万 4,000 円、請求期間②は 14 万 2,000 円、請求期間③は 11 万円)と比較して高額又は同額であることが確認できる。

さらに、上述の明細書等により事業主が源泉控除していたと認められる請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、請求期間①は10万4,000円、請求期間②のうち、平成19年10月は14万2,000円、平成19年11月は11万円、請求期間③は11万円であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額(請求期間①は 10 万4,000円、請求期間②のうち、平成 19 年 10 月は 14 万2,000円、平成 19 年 11 月は 11 万円、請求期間③は 11 万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(請求期間①は 10 万4,000円、請求期間②は 14 万2,000円、請求期間③は 11 万円)と同額又は低額であることから、厚生年金特例法の保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600335 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1600201 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年5月7日から平成15年11月1日まで 請求期間にA社において勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間を被保険者期間とし、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成 13 年 5 月 7 日から同年 10 月 15 日までの期間について、B社から提出された人事記録においては、請求者のA社の採用年月日は平成 13 年 5 月 7 日として記載があり、退職年月日の記載がないところ、雇用保険の記録によれば、請求者は、当該人事記録の採用年月日と同日の平成 13 年 5 月 7 日に被保険者資格を取得、平成 13 年 10 月 15 日に離職していることから、当該期間に同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、上述の採用年月日が記載された人事記録のほかに、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び給与からの保険料控除に係る資料を保管していない旨回答等している。

また、請求期間にA社において給与事務及び社会保険事務を担当していた同僚は、請求者が厚生年金保険の被保険者とはならないパートタイマーとして勤務していたため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

さらに、請求期間のうち平成 13 年 10 月 16 日から平成 15 年 11 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録によれば、請求者は、平成 13 年 10 月 16 日から平成 15 年 10 月 2 日までの期間には被保険者記録はなく、平成 15 年 10 月 3 日から同年 11 月 1 日までの期間にはC社における被保険者記録が確認できる。

加えて、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に対して請求者の勤務及び雇用形態について照会したが、上述の給与事務及び社会保険事務担当者のほかに請求者を記憶する者はいない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。